

第31回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月8日(木)午後2時00分～2時30分

2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室

3. 出席委員 9人

1番	横山	正行
2番	金子	節夫
4番	松島	章倫
5番	小林	修
6番	中村	政五郎
7番	島田	信成
8番	高田	洋子
9番	天谷	豊
10番	大川	則彦

4. 欠席委員 1人

3番	松崎	マサエ
----	----	-----

4. 事務局 事務局長 吉田 享史 課長補佐 國府田 諭 主事 小林 智貴

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案

議案第90号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第91号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3 報告

報告第36号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

6. 会議の概要

会長(天谷)	<p>それでは只今より、第31回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長(吉田)	<p>本日松崎委員より忌引の連絡をいただいております。只今の出席委員数は、9名でございます。</p>
会長(天谷)	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は9名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第31回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p>
会長(天谷)	<p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号7番島田信成委員、同じく8番高田洋子委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第90号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明を願います。</p>
國府田(事務局)	<p>議案第90号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和4年12月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから6ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>

事務局(國府田)	<p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することを決定致しました。</p> <p>続きまして、2番について事務局より、説明を願います。</p> <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、7ページから10ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することを決定致しました。</p>
事務局(國府田)	<p>次に、議案第91号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より、説明を願います。</p> <p>議案第91号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和4年12月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、11ページから14ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
4番(松島)	<p>4番松島です。12月5日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字寺中地内、案内図は資料11ページ、付近状況図は12ページを参照してください。申請地は小澤牧場のすぐ西側であり、第1種農地ではありますが、集落接続のため不許可の例外にあたります。</p>

<p>会長(天谷)</p>	<p>2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、2番について事務局より、説明をお願いします。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、15ページから18ページを参照してください。以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>4番(松島)</p>	<p>4番松島です。12月5日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字大黒地内、案内図は資料15ページ、付近状況図は16ページを参照してください。申請地は長柄小から北西に100メートルほどの場所であり、畑として利用するにはあまり適さない状況でした。また邑楽南地区地区計画区域内に該当します。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。こ</p>

<p>事務局(國府田)</p>	<p>の件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、3番について事務局より、説明を願います。</p> <p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、19ページから22ページを参照してください。以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>2番(金子)</p>	<p>2番金子です。12月5日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字石打字宿畑地内、案内図は資料19ページ、付近状況図は20ページを参照してください。申請地は石打こぶ観音北側を流れる多々良川を越え、北に約50メートル入ったところです。第1種農地と判断されますが、大規模集落の端に接続しており、不許可の例外に該あたります。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p>

事務局(國府田)	<p>続きまして、4番について事務局より、説明を願います。</p> <p>番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、23ページから26ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
2番(金子)	<p>2番金子です。12月5日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字中野植堀地内、案内図は資料23ページ、付近状況図は24ページを参照してください。申請地は篠塚駅と中野駅の間の沿線のすぐ北にあり、東側は宅地化が進み、その端に位置しているので農地の連続性はありません。また、中野市街化区域から南西に420メートルで500メートル以内区域内農地なので、市街地近傍小集団農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>次に、報告第36号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。1番について、事務局より報告願います。</p>
事務局(國府田)	<p>報告第36号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告</p>

会長(天谷)	<p>します。令和4年12月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については27ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p> <p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第31回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
--------	--

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和4年1月12日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 島田 信成

委員 高田 洋子